

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○救急救命士法施行細則

### 告 示

○生活保護法による施術者の指定(二件)

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

### 教育委員会

○事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

## 規 則

救急救命士法施行細則をここに公布する。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

救急救命士法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、救急救命士法(平成三年法律第三十六号。以下「法」という。)の施行に関し、

救急救命士法施行令(平成三年政令第二百六十六号)、救急救命士学校養成所指定規則(平成三年

文部省令第二号。以下「省令」という。)及び救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)

厚生省令第二号。以下「省令」という。)及び救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)

に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(養成所の指定の申請手続)

第二条 省令第二条第一項の規定により、法第三十四条第一号、第二号又は第四号の救急救命士養成

所(以下「養成所」という。)の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成所の変更の承認手続)

第三条 省令第三条第一項の規定に基づき知事の指定を受けた養成所(以下「指定

養成所」という。)に係る事項の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成所の変更の届出手続)

第四条 省令第三条第三項の規定により指定養成所に係る事項の変更を届け出るときは、様式第三号

によるものとする。

(指定養成所の指定取消しの申請手続)

第五条 省令第八条の規定により指定養成所の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によるも

のとする。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

様式第1号 (第2条関係)

救急救命士養成所指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

救急救命士法第34条第1号、第2号又は第4号の救急救命士養成所の指定を受けたので、救急  
救命士学校養成所指定規則第2条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)	住所 (主たる事務所の所在地)
---------------------------------	------------	-----------------

2 救急救命士養成所の名称、位置及び設置年月日

名称	〒	設置年月日
位置	電話:	年 月 日
設置年月日		

3 救急救命士養成所の長の氏名及び履歴

氏名	
履 歴	

救急救命士養成所指定に関する調査

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始		法第34条第 号 年課程		1学年定員 (昼・夜)		名	
2 種類等	救急救命士養成所	氏名	担当科目	免許番号等	免取得年	本の承諾書	所属長の承諾書	専任兼任の別
			氏名	氏名	氏名	有・無	有・無	有・無
3 教 員						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
4 校 舎	土地面積	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	㎡
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	面積 (㎡)	㎡
5 実 習 施 設	実習施設名	位置	病床数	実指者	1受入回数	1受時間回数	年間回数	年間回数
6 整備に関する 経費	区分	整備方法	金額	金額	金額	金額	金額	金額
	土地建物設備合計	設置者所有・寄附・買収・その他 設置者所有・新築・買収・その他						
7 資金計画	自己資金	区分	金額	金額	金額	金額	金額	金額
	借入金 その他 (具体的に)	合計						

(記入上の注意)  
「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。



実習施設承諾書

当施設が、救急救命士学校養成所指定規則に規定する実習施設として、下記により臨地実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名  
施設所在地  
開設者氏名

(養成所長)

殿

記

実習受入1回当たりの受入人数  
実習受入1回当たりの時間数  
年間受入回数

人  
時間  
回

実習指導者の氏名	実習指導者の履歴			
	免許取得年月	救急医療従事年数	救急医療に関する学会への参加	救急医療に関する生涯教育の参加
	年 月	年 月 月	有・無	有・無
	年 月	年 月 月	有・無	有・無
	年 月	年 月 月	有・無	有・無
	年 月	年 月 月	有・無	有・無

(添付書類)  
実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実習施設に関する調査

実習施設名			
開設者氏名			
救急医療体制	三次救急医療機関・二次救急医療機関 初期救急医療機関・その他 ( )		
一般病床数			
大学附属病院 臨床研修指定病院	大学附属病院	有・無	
臨床研修指定病院	臨床研修指定病院	有 (指定年月日: 年 月 日)・無	
消防学校の救急科課程の実習受入	消防学校の救急科課程の実習受入	有・無	
標榜診療科名			
救急部門	有 ( 独立 ・ 非独立 ) ・ 無		
救急入院患者数 (最近1年間)			
集中治療室の有無	有 (種類: ) ・ 無		
実習生受入状況 ( 年度)	養成所名	年間受入延人数 ( )	実数 ( )
		( )	( )
		( )	( )
救急医療専従医師数			
実習担当管理責任者	有 (役職: )	・ 無	
当該施設の実習用設備	品目	保有の有無	数量
	除細動器	有	無
	酸素吸入装置	有	無
	人工呼吸器	有	無
	血管連続撮影装置	有	無
	大動脈バルーンポンプ装置	有	無
	血液浄化装置 (血液透析装置、持続的血液濾過透析装置等)	有	無
	その他救急医療に必要とされる医療機器	有	無

(記入上の注意)  
「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

(添付書類)

- 1 設置者に関する書類
  - (1) 設置者が法人である場合
    - イ 法人の寄附行為又は定款
    - ロ 役員名簿
    - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写し
    - ニ 法人が救急救命士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
  - (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
    - 認可官庁に提出した申請書
- 2 建物に関する書類
  - 建物の配置図及び平面図
- 3 整備に関する書類
  - (1) 土地 設置者所有の場合登記簿抄本、寄附を受ける場合登記簿抄本及び寄附申込書  
買収又は賃借の場合見積書
  - (2) 建物 設置者所有の場合登記簿抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
  - (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 4 資金計画に関する書類
  - (1) 自己資金  
金融機関による残高証明書等
  - (2) 借入金  
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類  
ロ 融資内諸書等があればその書類の写し
  - (3) 寄附金等  
イ 寄附申込書  
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
  - (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所の場合は不要)  
収支予算及び向う2年間の財政計画
- 5 教育環境に関する書類
  - 周辺の略図
- 6 その他  
学則  
(備考)  
この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

指定養成所の変更の承認を受けたいので、救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変 更 の 事 項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 学則 (修業年限に関する事項) (2) 学則 (教育課程に関する事項) (3) 学則 (入所定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途・面積又は建物の配置図・平面図 (5) 実習施設
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日  
年 月 日

4 変更の理由

救急救命士養成所定員変更承認に関する調査

1 種類等	救急救命士養成所 法第34条第(昼・夜)	養成所 年課程	変更前	変更後	変更内容					
					学級定員の増、その他( )	専任兼任の別				
2 教員	現在の教員	氏名	担子科	当定目	免許番号等	免取年月等	許得等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任兼任の別
3 校舎	土地面積	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	建物面積	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )
4 実習施設	新たな実習施設 の名称	所在地	病床数	実指者	実指者	実指者	実指者	実指者	実指者	実指者

(記入上の注意)

- この調査は、記2「変更の事項(3)」の場合に記載すること。
- 建物を増築する場合は、「3 校舎」の欄に ( ) 書きで別掲すること。
- 「4 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

- (添付書類)
- 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
  - 学則の新旧対照表 (記2「変更の事項(1)、(2)又は(3)」の場合)
  - 新学則 (案) 全文 (記2「変更の事項(1)、(2)又は(3)」の場合)
  - 過去3年間の受検者数及び入学者数 (記2「変更の事項(3)」の場合)
  - 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査書 (様式第1号の「教員(専任・兼任)」に関する調査書) に準じる。) 及び承諾書 (様式第1号に準じる。) (記2「変更の事項(3)」の場合)
  - 実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。) 及び実習施設に関する調査書 (様式第1号に準じる。) (記2「変更の事項(3)」の場合)
  - 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写し (記2「変更の事項(3)」の場合)
  - 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成所の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。) 並びに校舎の新配置図及び新平面図 (新部分は赤で囲み表示すること。) (記2「変更の事項(4)」の場合)
  - 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。) 及び実習施設に関する調査書 (様式第1号に準じる。) (記2「変更の事項(5)」の場合)
- (備考)  
この申請書は、変更を行おうとする3か月前までに提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

指定養成所の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

指定養成所の変更があったので、救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 変更があった事項

変更の事項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定養成所の名称 (3) 指定養成所の位置 (4) 学則 (修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。)
変更前	
変更後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
  - 2 学則の新旧対照表及び新学則全文 (記2「変更の事項(4)」の場合)  
(備考)
- この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成所の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

指定養成所の指定の取消しを受けたので、救急救命士学校養成所指定規則第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日

年 月 日

4 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)

指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

告 示

○宮城県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
矢口 敦嗣	岩切A&Y接骨院	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口一八一二 永野貸店舗一〇二	令和五年八月三十一日

○宮城県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
永井 悠太	永井 悠太	宮城県七ヶ浜町汐見台三二二一三	令和五年十一月二十八日

○宮城県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	変更後	変更前	氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
相澤 希	古川 美波	千葉 美波	尾形 潤	尾形 潤	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口一八一二 永野貸店舗一〇二	多賀城市高橋二一四一五	令和五年十二月一日
訪問リハビリマッサー イジヤワラ	しおがま訪問治療院	まつばら訪問マッサー イジ	まつばら訪問マッサー イジ	しおがま訪問治療院	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	宮城郡利府町加瀬字十三本塚二七三一	令和五年十二月十一日
塩竈市藤倉二丁目一九一―二	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	塩竈市藤倉二丁目一九一―二	仙台市宮城野区大槻一三一―一九	令和六年一月四日

○宮城県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 仙台名取線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
名取市増田九丁目一五二番二地先から 同市増田九丁目一五四番一地先まで		一一・五	一一・五	一一・五	一一・五	六二・二	六二・二
		一三・九	一三・九	一三・九	一三・九	六二・二	六二・二
		一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	六二・二	六二・二

○宮城県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

宮城県知事 村 井 嘉 浩

開始するので告示する。  
その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台名取線	名取市増田九丁目一五二番二地先から同市増田九丁目一五四番一地先まで	令和六年二月九日

○宮城県告示第六十六号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和六年二月九日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
荒坂沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字清水浜、荒坂、小田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県気仙沼土木事務所
清水沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字松井田、大畑（次の図のとおり）		
新井田西沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字新井田（次の図のとおり）		
長清水沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字長清水（次の図のとおり）		
藤浜沢4	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜（次の図のとおり）		
藤浜沢3	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜（次の図のとおり）		
藤浜沢2	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜（次の図のとおり）		
南港沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字港（次の図のとおり）		

西港沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字港、川内（次の図のとおり）
折立	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字折立、古館、転石（次の図のとおり）
伊里前	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字伊里前（次の図のとおり）
伊里前の3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字伊里前（次の図のとおり）
清水の2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字清水浜、阿曾、森山（次の図のとおり）
滝浜の1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字滝浜（次の図のとおり）
長清水の1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字長清水（次の図のとおり）
長清水の2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字長清水（次の図のとおり）
長清水の3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字長清水（次の図のとおり）
小森	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森（次の図のとおり）
竹川原	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛（次の図のとおり）
大久保	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所

経の森沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県気仙沼土木 事務所
港沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字港、中野（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 水産技術総合センター種苗生産施設各機器維持管理業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県水産技術総合センター種苗生産施設
  - 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
    - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
    - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
    - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
    - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
    - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁



- なつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Name of Service to be Procured : Maintenance and management of all equipment at Miyagi Prefecture Fisheries Technology Institute seedling production facilities
- 2 Quantity of Service to be Procured : 1 set
- 3 Contract Period : Until March 31, 2025 (Mon)
- 4 Deadline and Place for Bid Submission : General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government  
March 19, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Time and Place for Bid Selection : March 21, 2024 (Thurs.), 10 : 00 a.m. Meeting Room, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Contact Information : General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan  
Tel: 022-211-2934
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedure : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年二月九日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程（昭和五十二年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の項9中「県立学校の事務室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年二月九日から施行する。